

令和7年9月25日宣告 裁判所書記官

令和7年(わ)第851号

判 決

【当事者の表示 省略】

5 上記の者に対する不正競争防止法違反被告事件について、当裁判所は、検
察官大澤巖斗出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役1年及び罰金30万円に処する。

その罰金を完納することができないときは、5000円を1日に
10 換算した期間被告人を労役場に留置する。

この裁判が確定した日から3年間その懲役刑の執行を猶予する。

理 由

(犯罪事実)

被告人は、東京都小金井市a町b丁目c番d号e号室に本店を置き、食肉
15 の販売等の事業を営むA株式会社の代表取締役として、同社の業務全般を統
括管理していたものであるが、同社従業員のBと共謀の上、同社の業務に関
し、不正の目的をもって、府中市との間で、肉や肉加工品を府中市立学校給
食センターに納入すること等を内容とする府中市学校給食物資供給契約を締
結している有限会社Cの代表取締役を務めるDから、鶏肉の仕入、加工、配
20 送等の依頼を受け、同センターから発注を受けた鶏肉を同センターに引き渡
すに当たり、別表記載のとおり、令和6年11月1日から同月13日までの
間に、3回にわたり、各引渡しに係る鶏肉はいずれも外国産であるにもかか
わらず、同センターに引き渡す際に交付する納品書にいずれも「産地宮崎県
産」と記載して、取引に用いる書類にその商品の原産地について誤認させる
25 ような表示をした上、前記A株式会社の従業員を介し、東京都府中市朝日町
3丁目13番地前記府中市立学校給食センターに外国産の鶏肉合計約211

キログラムを配送して前記表示をした納品書とともに引き渡し、もって不正競争を行った。

【証拠の標目 省略】

【法令の適用 省略】

5 (量刑の理由)

食肉の販売等を業とする会社の代表者であった被告人は、同社従業員と共謀の上、府中市立学校給食センターに鶏肉を納品する際、外国産である鶏肉の産地を国産と偽る表示をした。公正な競争を阻害し、消費者の信頼を揺るがす犯行である本件の罪質・内容に加え、本件が同種行為を繰り返した末に
10 行われた常習的、職業的犯行であることからすれば、同社代表者である被告人の刑事責任は軽視できない（被告人の地位及び職責等に鑑みると、その責任が同社従業員である共犯者のそれよりも重いことは明らかである。）。

以上のほか、被告人が事実を認め反省の態度を示していること、前科がないことなどの被告人のために酌むことのできる一般情状を併せ考慮し、主文
15 のとおり刑を量定した。

(求刑 懲役1年及び罰金30万円)

令和7年9月25日

東京地方裁判所立川支部刑事第3部

20 裁判官 中 島 経 太

別 表

番号	引渡日 (令和6年)	引渡先	納品書記載内容 (誤認表示)	商品	数量 (キログラム、約)
1	11月1日	東京都府中市朝日町3丁目13番地 府中市立学校給食センター	産地 宮崎県産	鶏肉	67
2	11月5日				74
3	11月13日				70
				数量合計	211